

第3期広島県県営林中期管理経営計画

(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月

広島県農林水産局

目 次

総論	1
I 第2期県営林中期管理経営計画の成果と課題	3
1 検証概要	3
2 検証結果	3
II 県営林を取り巻く環境	4
1 県営林の状況	4
(1) 県営林の事業地数及び面積	4
(2) 森林の状況	4
(3) 土地所有者（契約）の状況	5
(4) 分収割合の変更に係る土地所有者の同意状況	5
2 その他の状況	5
(1) 木材需要の動向	5
(2) 物価の高騰や人件費の上昇	6
(3) 豪雨災害の頻発化及び激甚化	6
III 管理経営の目標に関する事項	8
1 基本方針	8
(1) 目指す姿	8
(2) 計画期間	8
(3) 実施方針	8
2 業務運営に関する方針	8
(1) 業務の委託	8
(2) 県営林マネジメント体制	8
(3) 県民理解の促進	9
3 施業に関する方針	9
(1) 各施業の実施判断基準	9
(2) 施業必要量	10
4 経営改善目標	10
5 主な課題と対策	11
IV 事業計画に関する事項	12
1 施業管理	12
(1) 取組内容	12
(2) 事業計画量	12
(3) 具体的な対策	13
2 木材生産	16
(1) 取組内容	16
(2) 事業計画量	16
(3) 具体的な対策	17
3 木材販売	19
(1) 取組内容	19
(2) 事業計画量	19
(3) 具体的な対策	19
V 収支計画に関する事項	21
1 年度別収支計画	21
2 収支計画の算定根拠	22
3 勘定科目の内容	22
【参考資料】	23
1 県営林の市町別事業地数、面積	23
2 県営林の樹種別の面積	23
3 県営林のスギ・ヒノキの齢級別面積	24

総論

【経緯】

広島県県営林は、平成 26 年度から、一般財団法人広島県農林振興センターが管理・経営してきた約 1 万 5 千 ha（ヘクタール）の分収林を引き継ぎ、既存の県営林約 5 千 ha と併せて、新たに管理経営をスタートさせた。

現在、約 2 万 ha となる県営林のスケールメリットを活かして、森林の整備や木材の生産・販売など、公益的機能の維持発揮や木材の安定供給に資する取組を進めている。

【県営林中期管理経営計画策定の趣旨】

広島県では、平成 25 年 10 月に「広島県県営林の管理経営に関する条例」（平成 25 年広島県条例第 46 号。以下「条例」という。）を制定した。

また、条例第 3 条第 1 項に基づき、平成 25 年 11 月に県営林長期管理経営方針を策定した。

さらに、条例第 4 条第 1 項に基づき、県営林長期管理経営方針に即して、県営林の管理経営に係る施策を推進するため、平成 26 年 3 月から、5 年を一期とする県営林中期管理経営計画を策定している。

【第 1・2 期の成果及び課題】

第 1 期の 5 年間（H26～H30）は集中改革期間と位置付け、主に利用間伐における作業の効率化や、伐採した木材を製材工場等に直送する「直接協定取引」の推進による経営改善に取り組んだ。

その結果、木材の生産性向上や流通コストの削減、有利な販売先の確保につながり、目標とする経常利益（単年度収支）の黒字化を平成 28 年度以降、継続して達成することとなった。

一方で、各事業地の現況把握が進んでいないことによる施業候補地確保の困難化や、県営林事業が求める基準に対応可能な林業事業体の確保の困難化といった課題が生じた。

第 2 期（R1～R5）では、先行調査（施業候補地の現況把握調査）の推進による事業地の確保や、早期発注などによる事業体の確保のほか、木材集出荷施設への集中的な販売や大ロット化の推進による木材流通コストの更なる削減に取り組んだ。

その結果、過去の施業情報の分析や先行調査の実施などによる事業地の確保が一定程度進むとともに、木材集出荷施設の絞り込みによる流通コストの更なる削減や有利販売につながり、目標とする経常利益や木材生産量を確保することとなった。

一方で、物価の高騰や人件費の上昇による施業コストの増加に加え、アクセスや地形など条件の悪い事業地の施業が停滞するなど、施業候補地の確保がより困難になり、また林業事業体の確保についても、特に施業技術や工程管理が複雑な利用間伐を請け負う事業体の確保が困難になるなど、県営林事業を安定的に管理・経営する上で重要な課題が顕在化した。

【第 3 期中期管理経営計画策定の趣旨】

この度、第 2 期県営林中期管理経営計画（令和元年度～5 年度）の実施期間が令和 5 年度末で終了するため、これまでの成果及び課題を検証するとともに、検証結果を踏まえ、第 3 期県営林中期管理経営計画（令和 6 年度～10 年度）を策定する。

【長期的視点における第3期の位置づけ】

長期的な視点では、第3期は県営林の再スタートから10年を経過したところであり、「利用間伐期」にあたる。利用間伐は、一定程度生長した林分で間伐し、伐採木を搬出・利用することで収益を得る施業であり、第3期は、利用間伐を主な事業としつつ、利用径級に達していない立木の生長を促すための「保育間伐」や、最終的な利用径級に達した林分を販売・伐採する「主伐」を併せて実施し、各年度の経常利益の確保を目指すこととなる。

■管理経営の段階的な区分

区 分	利用間伐期	主伐到来期	循環利用確立期
時 期	H26 から 20 年後 (H26～R15) ＜第1期～第4期＞	20 年後から 50 年後 (R16～R45) ＜第5期～第10期＞	50 年後から (R46～)
施業内容	○ <u>利用間伐</u> ・保育間伐 ・主伐	○ <u>主伐</u> ・利用間伐 ・保育間伐	・他の主体による造林 ※主伐後は、県営林としての契約は解除
管理経営 の主体	広島県（県営林）	広島県（県営林）	土地所有者 林業経営体 等

【第3期の取組概要】

第3期では、県営林事業を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえ、経営の安定化に向けた取組を強化し、計画期間を通じて、木材生産事業と保育事業を併せた経常利益を確保することを目指す。

具体的には、施業候補地の調査・選定方法の改善や土地所有者の理解促進、施業条件の悪い事業地への対策による事業地の確保に取り組むとともに、施業を請け負う林業事業体の確保のための働きかけの強化、木材の流通コスト削減 や有利販売の一層の推進により、経常利益の確保に向けた取組を強化する。

I 第2期県営林中期管理経営計画の成果と課題

1 検証概要

第2期県営林中期管理経営計画（以下「第2期」という。）の目指す姿である「木材生産事業と保育事業を併せた経常利益の確保」の取組状況に加え、成果目標である「木材生産量の確保」や、そのための活動指標である「事業地の確保」などについて、令和元年度から4年度までの4年間に実施した取組の成果や課題を分析した。

2 検証結果

安定的な木材生産及びコスト削減や有利販売に取り組むとともに、県営林事業の委託団体と緊密に連携したマネジメントにより、木材価格の乱高下など厳しい情勢の変化にも適切に対応した。

こうした取組により、「経常利益の確保」及び「木材生産量の確保」については4年間継続して目標を達成し、また、活動指標である「事業地の確保」については、4年間の計画2,220haに対し事業実施面積が1,872haとなり、84%の達成率となった。

なお、主な課題については、以下のとおりとなった。

表1 第2期の成果と課題

目標	達成状況	成果	主な課題
【目指す姿】 の 【経常利益の確保】	達成 R1～4計 目標 49百万円 実績 216百万円	安定的な木材生産等の取組や適切なマネジメントにより、4年間継続して経常利益を確保した。	物価の高騰や人件費の上昇により、施業コストの増加が続いている。
【成果目標】 の 【木材生産量の確保】	R1～4計 目標 186百m3 実績 211百m3 (達成率 113%)	需要の高い規格の木材を生産するとともに、バイオマス材も需要に応じ積極的に出材した結果、4年間継続して目標を達成した。	「事業地の確保」は、保育・利用間伐、主伐ともに実績が計画を下回った。 ・アクセスや地形など、条件の悪い事業地の施業が停滞している。 ・施業を請け負う林業事業体の確保が困難になっており、特に、施業技術や工程管理が複雑な利用間伐を請け負う林業事業体の確保がより困難になっている。
【活動指標】 の 【事業地の確保】	R1～4計 計画 2,220ha 実績 1,872ha (達成率 84%)	林齢や過去の施業情報を分析して事業地を選定するとともに、土地所有者の分取割合変更の同意取得や施業を請け負う林業事業体の確保を推進することなどにより、計画の84%を達成した。	・分取割合変更不同意（約2割）の土地所有者が依然として存在している。 ・施業実施の判断基準の明確化及び森林の現況調査の効率化が必要。
新たな環境変化	・物価の高騰や人件費の上昇 ・労働力確保の困難化	・豪雨災害の激甚化及び頻発化	

II 県営林を取り巻く環境

1 県営林の状況

(1) 県営林の事業地数及び面積

県営林の事業地数及び面積は、表2のとおりである。

表2 県営林の事業地数及び面積（令和4年度末現在）

区 分		事業地数	契約面積 (ha)	植栽面積 (ha)
既 存 県営林	県行造林	58	4,126	3,228
	県 有 林	7	1,556	1,329
	小 計	65	5,682	4,557
旧センター林		473	16,286	13,883
計		538	21,968	18,440

【既存県営林】

県が土地所有者と地上権設定契約を結んで設置した森林（県行造林：土地所有者と伐採収益を分収）及び県が土地も含め所有する森林（県有林）。

【旧センター林】

一般財団法人広島県農林振興センター（旧造林公社）が土地所有者と分収造林契約を結んで設置した森林。

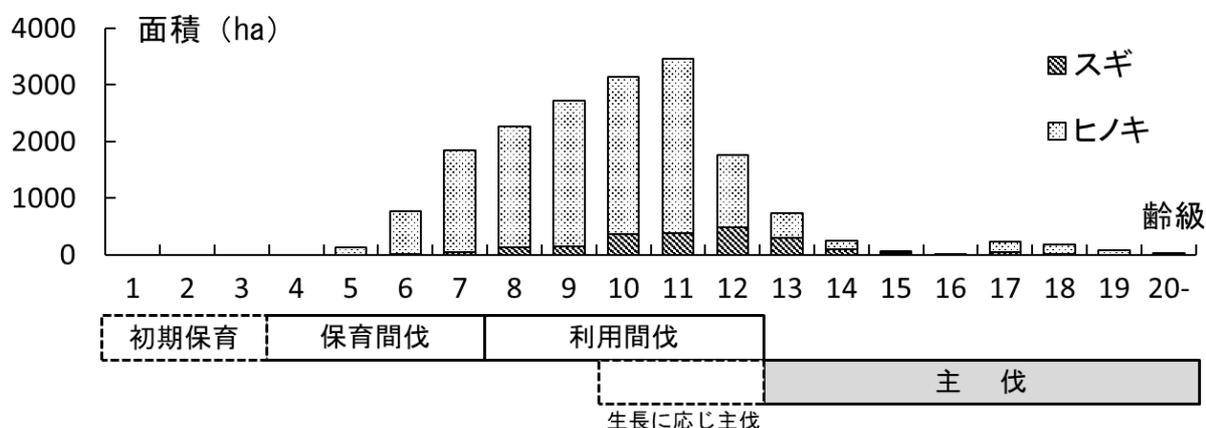
(2) 森林の状況

県営林の多くは昭和40年代に植栽し、現在、11 齢級（51～55 年生）の森林が最も多くなっており、主に利用間伐の適期である。また、その中でも生育が良好な森林については主伐が可能な状況となっている。植栽樹種の割合は、ヒノキが85%、スギが11%となっており、ヒノキが大半を占めている。

表3 県営林の樹種別面積（令和4年度末現在）

樹 種	スギ	ヒノキ	その他（アカマツ等）	計
面 積	2,049ha (11%)	15,665ha (85%)	726ha (4%)	18,440ha

図1 県営林の樹種別・林齢別構成（令和4年度末現在）

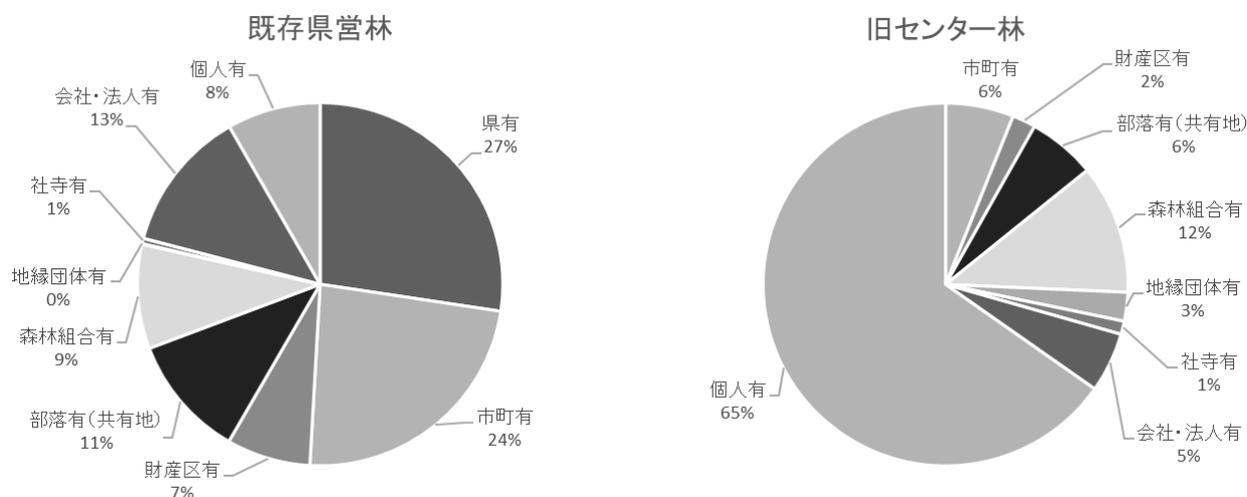


※ 齢級：林齢を5年単位で集約したもので、1年生から5年生を1齢級とする。

(3) 土地所有者（契約）の状況

県と契約を締結している土地所有者の所有形態別割合は、図2のとおりである。

図2 土地所有者の所有形態割合



(4) 分収割合の変更に係る土地所有者の同意状況

分収割合の変更に係る土地所有者の同意状況は、表4のとおりである。

表4 分収割合の変更に係る土地所有者の同意状況（令和6年1月末現在）

区分	契約面積 (ha)	同意面積 (ha)	同意割合 (%)
既存県営林	注 4,126	1,965	48
旧センター林	16,286	13,735	84
計	20,412	15,700	77

※ 分収割合の変更とは、県と土地所有者の分収割合（6：4）を7：3に変更することをいう。

注）既存県営林の契約面積は、県有林（県の所有地：1,556ha）を除いている。

2 その他の状況

(1) 木材需要の動向

木材需要は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の水準に回復する傾向にある。

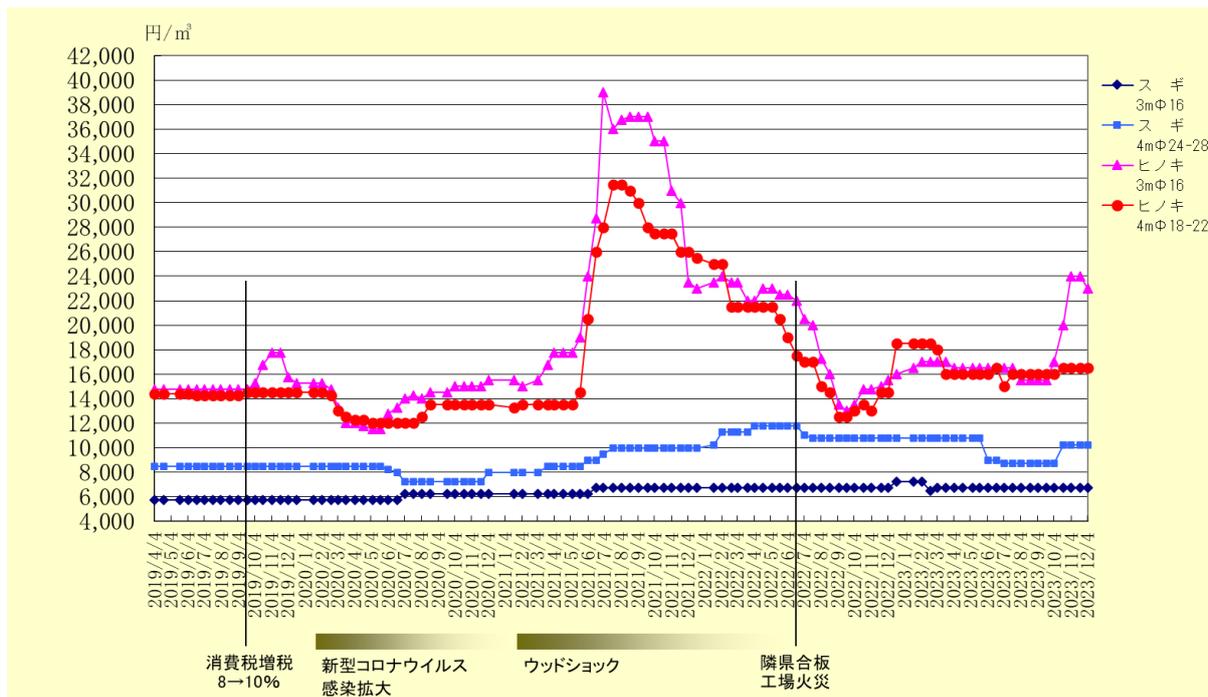
用材価格は、令和3年のウッドショックと呼ばれる木材価格の高騰後、令和4年に高騰前の水準まで下落し、令和5年はやや持ち直して推移している。

なお、人口減少等により新設住宅着工戸数が今後も減少すると見込まれるため、輸入木材から国産材への転換や、非住宅・中高層建築物での木造化・木質化による新たな木材需要の創出が必要とされている。

バイオマス材は、発電利用を中心に燃料用チップの需要が増加しており、価格も上昇傾向にある。

県営林事業においては、多様な販売先を持つ木材集出荷施設へ積極的に出荷することにより、安定的な木材生産・販売を推進する必要がある。

図3 広島県森林組合連合会 三次木材共販所における木材価格の推移



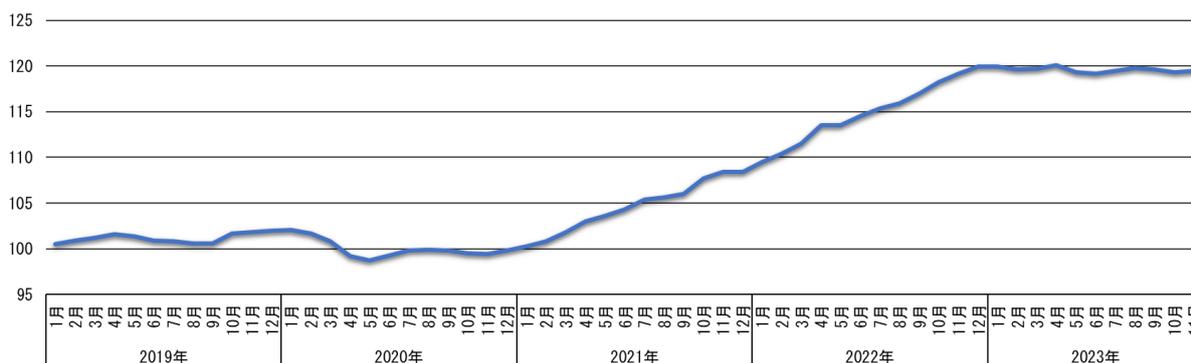
(2) 物価の高騰や人件費の上昇

企業物価指数は、原油をはじめとする原材料価格の上昇や、円安による為替要因により高騰している。

また、物価上昇による価格転嫁が、コスト上昇分の一部にしか販売価格へ転嫁できていない状況である。

県営林事業においても、物価の高騰や人件費の上昇により施業コストが増加しているところであり、今後、これらの影響を注視して事業を進める必要がある。

図4 企業物価指数の推移(2020年平均=100)



※日本銀行「国内企業物価指数」に基づき作成

(3) 豪雨災害の頻発化及び激甚化

近年、全国的に集中豪雨による土砂災害が多発しており、広島県においても、表5のとおり、平成26年の「広島豪雨災害」以降、高い頻度で豪雨災害が発生している。

県営林においても、アクセス道や林内路網の損壊などが発生し、木材生産事業に影響を及ぼしており、土砂災害の発生を抑える適切な道づくりが一層求められている。

表5 平成11年以降の主な豪雨災害

発生年月	名 称	主な被災地	県内土砂災害発生件数
平成11年6月	6.29 豪雨災害	広島市、呉市	325 箇所
平成22年7月	庄原豪雨災害	庄原市	43 箇所
平成26年8月	広島豪雨災害	広島市、安芸高田市、三次市、福山市	166 箇所
平成30年7月	西日本豪雨災害	広島市、呉市、三原市、東広島市、熊野町、坂町他	1,242 箇所
令和2年7月	豪雨災害	広島市	43 箇所
令和3年8月	豪雨災害	広島市、北広島町、三原市、安芸高田市	129 箇所

※県ホームページ等の資料から集計

Ⅲ 管理経営の目標に関する事項

1 基本方針

(1) 目指す姿

県営林長期管理経営方針に基づき、森林整備及び木材の生産・販売を計画的に実施することを通じて、県土の保全やその他の森林の持つ公益的機能の維持発揮及び木材の安定的な供給が図られることを目指す。

特に、第3期県営林中期管理経営計画（以下「第3期」という。）では、事業地や事業体の確保がより困難になっていることに加え、物価の高騰や人件費の上昇など、県営林事業を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえ、経営の安定化に向けた取組を強化し、計画期間を通じて、木材生産事業と保育事業を併せた経常利益を確保することを目指す。

(2) 計画期間

令和6年度 ～ 令和10年度

(3) 実施方針

施業候補地の調査・選定方法の改善や土地所有者の理解促進、施業条件の悪い事業地への対策による事業体の確保に取り組むとともに、施業を請け負う林業事業体の確保のための働きかけの強化、木材の流通コスト削減や有利販売の一層の推進により、経常利益の確保に向けた取組を強化する。

また、「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）の取組に沿った計画的・安定的な木材生産・販売を主体とした林業経営を推進する。

2 業務運営に関する方針

(1) 業務の委託

県営林事業における各業務（調査、設計、路網整備・補修、森林施業、木材販売、検査など）は、一連の流れで作業が進むため、また、広域的な施業候補地の比較・選定から、施業を請け負う林業事業体の確保、生産された木材の販売先選定や出材量の調整などを県内全域で迅速かつ的確に行う必要があるため、第2期に引き続き、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（以下「財団」という。）に一括して委託する。

(2) 県営林マネジメント体制

第2期に引き続き、県営林管理経営評価委員会において年度実施計画や達成状況を評価する。

また、県と財団で構成する県営林経営管理会議を定期的で開催し、財団が実施する木材生産事業の進捗状況や木材販売状況の報告、県が実施する立木販売の状況報告、次年度計画などについて協議するとともに、各取組の進捗が計画と乖離している場合や懸案事項が発生した場合は、早期に要因を分析し対応方針を決定する。

(3) 県民理解の促進

県営林の概要や県営林事業における取組内容、経営状況について、定期的に県民に公表し、県営林事業に対する県民理解の醸成を図る。

さらに、県営林におけるJ-クレジットの取得・販売の取組を継続的に実施することを通じて、県内企業等に対し、クレジットの購入が、森林の持つ公益的機能の維持発揮に貢献することについて理解が深まるよう取り組んでいく。

3 施業に関する方針

(1) 各施業の実施判断基準

県営林は現在、下刈りや除伐などの初期保育を終え、間伐による立木の本数調整（林分密度管理）の段階にあるため、施業の実施においては、林分の「成立本数」を重要な判断材料とし、次の施業方針や実施判断基準、施業フローに沿って施業を進める。

表6 各施業の実施方針

区分 (想定施業時期)	施業方針	実施判断基準 ^注
保育間伐 (4～7 齢級)	林分密度調整のため保育間伐を1～2回実施	林分の現況 (成立本数) 1,500～2,400 本/ha で実施
利用間伐 (8～12 齢級)	利用径級(φ20cm以上)に達した林分において実施	1,000～1,500 本/ha で実施
主伐 (13 齢級以上)	立木の生長や木材の需給動向を勘案し、適期に実施	600～1,000 本/ha で実施

施業フロー図



注) 実施判断基準については、地域森林計画の「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針」におけるスギ・ヒノキの最終的な仕立本数である800本/ha(3,000本/ha植栽・一等地)を踏まえ、上下200本ずつの幅を持たせ、600～1,000本/haを目標林型(主伐時の成立本数)とした。

また、表7のとおり、目標林型から、保育間伐、利用間伐それぞれの間伐率を踏まえて、各施業の実施判断基準の成立本数とした。

表7 各施業実施前における成立本数と間伐率

実施判断基準区分 (成立本数)	保育間伐		利用間伐		主伐時 (目標林型)
	実施前	間伐率	実施前	間伐率	
上限値	2,400本/ha	20%×2回	1,500本/ha	33%	1,000本/ha
下限値	1,500本/ha	20%×2回 もしくは 30%×1回	1,000本/ha	33%	600本/ha

(2) 施業必要量

県営林のこれまでの施業実績や森林の現況を踏まえ、第3期（5年間）において必要かつ実施可能な施業量（面積）を算定した。

表8 施業必要量（令和5年度末見込み面積）

（単位：ha）

区 分	保育間伐 （1回目）	保育間伐 （2回目）	利用間伐	主 伐	計
今後施業が必要	442	2,907	8,347	3,597	15,293
うち第3期で 施業が必要	442	308	1,100	450	2,300
現時点で 施業可	442	308	517	0	1,267
条件整備 により可	0	0	注1 583	注2 450	1,033

注1) 木材搬出条件の改善や分収割合の変更同意等が必要

2) 伐採後の管理方法（再造林等）について土地所有者との調整が必要

4 経営改善目標

第3期における施業必要量を踏まえ、次の目標を設定する。

(1) 成果目標 木材生産量の確保 令和6～10年度：240,000 m³
(48,000 m³/年)

(2) 活動指標 事業地の確保 令和6～10年度：2,300 ha
(460 ha/年)

※1,267ha（現時点で施業可能）＋1,033ha（条件整備により施業可能）

5 主な課題と対策

検証の結果、明らかになった主な課題について、次の対策を実施する。

表9 主な課題と対策

区分	課題	対策
○経常利益の確保	物価の高騰や人件費の上昇による施業コストの増加	施業コスト増を踏まえた事業地・事業量の設定による事業の実施
○事業地の確保		
施業候補地の調査・選定	施業実施の判断基準の明確化が必要	林分の成立本数に基づいた施業実施の判断基準を設定し、施業候補地を選定
	森林の現況調査の効率化が必要	ドローン空中写真の画像解析等による現況（本数・樹種）調査の導入
土地所有者への対応	分取割合変更不同意（約2割）の解消が必要	事業地の状況等を勘案した優先順位付けによる効果的・効率的な分取割合変更交渉の推進
	再生林を円滑に進めるための支援が必要	再生林支援制度の活用促進及び再生林の実施に必要な森林経営計画の作成支援
施業条件の改善	アクセスや地形など、条件の悪い事業地への対策が必要	木材搬出条件の改善に資する林業専用道等の整備促進 架線による集材など、急峻な地形でも木材搬出できる手法の実践
○事業体の確保	林業事業体の年間計画決定前のアプローチが必要	施業候補地の早期確定による林業事業体への迅速な働きかけ
	特に施業技術や工程管理が複雑な利用間伐を請け負う事業体の確保が必要	県の林業事業体育成・確保の取組と連携した請負事業者の確保

IV 事業計画に関する事項

1 施業管理

(1) 取組内容

ア 保育間伐

保育間伐については、成立本数が標準として1,500本/ha以上の林分において、請負事業により実施する。

また、保育間伐を一度も実施していない事業地は、不成績地の有無など現地状況を確認した上で、施業が必要な林分はすべて実施し、第3期の計画期間内に保育間伐1回目の終了を目指す。

イ 利用間伐

利用間伐については、成立本数が標準として1,000本/ha以上1,500本/ha未満の林分かつ利用径級（胸高直径20cm以上）に達した林分において、収益確保が見込まれる場合に、請負事業により実施する。

また、アクセスや地形などの木材搬出条件を確認し、必要に応じ林業専用道の整備などの対策を講じる。

さらに、施業箇所においては、木材搬出のための路網を整備する。

ウ 主伐

主伐については、成立本数が標準として600本/ha以上1,000本/ha未満の林分において、立木の生長や木材の需給動向を勘案し、主伐適期と見込まれる事業地で、立木販売により実施する。

(2) 事業計画量

ア 年度別事業計画量

年度別事業計画は、「表8 施業必要量」における施業ごとの面積を、5年間で配分した結果、表10のとおりである。

作業道の延長については、利用間伐面積にヘクタール当たりの計画延長（220m）を乗じて算定している。

なお、物価の高騰や人件費の上昇のほか、大規模な災害の発生、木材価格の大幅な高騰・下落があった場合は、年度別事業計画において計画量を調整し、経営の健全化を図る。

表10 年度別事業計画量

区 分		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	計
請負事業	利用間伐(ha)	220	220	220	220	220	1,100
	作業道(m)	48,400	48,400	48,400	48,400	48,400	242,000
	保育間伐(ha)	150	150	150	150	150	750
立木販売	主 伐(ha)	90	90	90	90	90	450

イ 市町別の事業計画量

市町別の事業計画量（5年間分）は表11のとおりである。

表11 市町別の事業計画量（5年間分）

市 町	保育間伐		利用間伐		主伐 (立木販売) 面積 (ha)	面積 合計 (ha)	備考 (植栽面積) (ha)
	1回目 面積 (ha)	2回目 面積 (ha)	面積 (ha)	作業道 (m)			
広島市	39	12	92	20,240		143	1,145
呉市							14
竹原市		5				5	82
三原市							8
尾道市							150
福山市							11
府中市	6	5				11	200
三次市	109	60	159	34,980	65	393	2,656
庄原市	161	143	316	69,520	109	729	6,583
東広島市	12				18	30	197
廿日市市			74	16,280	60	134	1,252
安芸高田市	41	14	38	8,360	107	200	1,161
安芸太田町	11	19	14	3,080	18	62	1,824
北広島町	63	37	321	70,620	66	487	2,607
世羅町		6	7	1,540	7	20	150
神石高原町		7	79	17,380		86	400
計	442	308	1,100	242,000	450	2,300	18,440

(3) 具体的な対策

ア 事業地の確保

新たに設定した各施業の実施判断基準に基づき抽出した第3期における施業候補地について、現地確認のほかデータ分析等による効率的な森林調査を実施し、早期の事業地確保に取り組む。

特に、地形や事業地の規模等の施業条件と利用間伐の労働生産性の分析結果を活用し、効率的な施業が可能な事業地の選定に取り組む。

(ア) 森林調査

各施業の森林調査の区分及び内容については、表12のとおりとし、その調査データは地図情報システムやデータベースにより一元的に管理する。

表12 森林調査の内容

実施時期	調査区分	目 的	本数	直径	樹高	形質	その他調査要件
保育施業 実施前	保育調査	保育間伐の実施及び成立 本数、不成績地の確認	○	(○)			木材搬出 条件確認
利用間伐 の前年等	先行調査	利用間伐実施の可否、 プラン書（概算）の作成	(○)	(○)	(○)		〔木材搬出 条件確認〕
利用間伐 実施前	収穫調査 (利用間伐)	請負に必要な材積等算 定、プラン書作成	○	○	○	○	
立木販売 実施前	収穫調査 (主伐)	立木販売に必要な材積等 算定	○	○	○	○	

※(○)は概況調査、○は詳細調査

(イ) 事業地確保のプロセス

a 保育間伐

保育間伐の施業候補地については、主に前年度、成立本数や不成績地を確認する「保育調査」により施業の実施や区域を決定する。

なお、調査の際は、将来の利用間伐の実施を見通して、木材搬出条件を確認するとともに、施業実施後は、成立本数や胸高直径などのデータを適切に蓄積する。

b 利用間伐

利用間伐は、木材搬出を伴うため、アクセスや地形などの調査が必要である。

このため、事業地の確保から施業実施まで複数年をかけて段階的に取り組むこととし、その工程は図5のとおりとする。

事業実施前々年度は、調査を委託する財団と調査箇所を調整した上で、立木の生長や木材搬出条件等の概況を把握する「先行調査」を実施し、概ね事業実施前年度の上半期までに施業候補地を絞り込む。

先行調査後は、必要に応じ概算の施業プラン書を作成した上で、速やかに土地所有者と分収割合の変更などについて交渉・調整し、その結果により、次年度施業候補地を確定する。

施業候補地の確定後、施業を請け負う林業事業体の確保に向け迅速に働きかけるとともに、収穫調査（利用間伐）を実施した上で、正式な施業プラン書を作成し、土地所有者に提示・説明の上、事業を実施する。

図5 事業地の確保から事業実施までの工程表

事業実施前々年度		事業実施前年度				事業実施当年度			
10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
調査箇所調整	先行調査 (木材搬出条件等)		概算プラン書作成 土地所有者交渉		次年度候補地確定		収穫調査（利用間伐）		
		林業事業体の確保 (発注計画の提示等)			プラン書作成 土地所有者説明		事業実施		

c 主伐

主伐は、主に利用間伐実施から概ね10年以上経過した事業地を対象に、立木の生長状況を確認した上で施業の実施（立木販売）を決定し、収穫調査（主伐）を実施する。

(ウ) 森林調査の効果的・効率的な実施

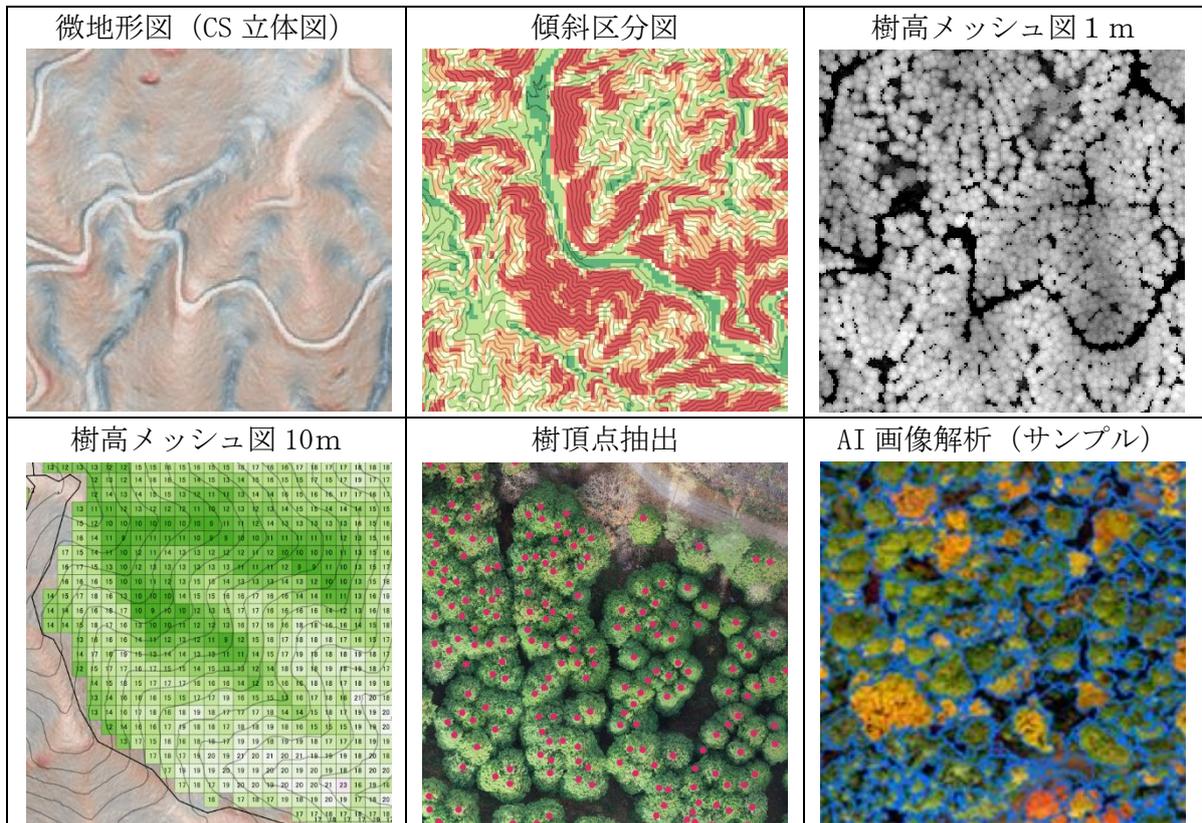
森林調査の実施においては、航空レーザ測量の解析データ（微地形図や傾斜区分図、樹高メッシュ図）やドローンによる空中写真とその解析のためのアプリケーションを積極的に活用し、効果的・効率的に調査を実施するとともに、調査・解析データを適切に蓄積する。

特に、各施業の主な実施判断基準である「成立本数」の測定については、ドローン空中写真のデータ解析に係る新しい技術の導入に努め、保育・利用間伐候補地など密度の高い林分においても精度の高い本数測定ができるよう、検討や試行を進める。

また、先行調査の実施においては、事前に県と財団で調査予定箇所を確認・調整し、アクセスや山土場候補地等の調査ポイントを共有することで、調査を効果的・効率的に実施する。

表 13 森林調査への活用が見込まれる技術

技 術	活用対象	内 容	活用状況
航空レーザ測量のデータ解析	地形の把握 ・微地形図 ・傾斜区分図	・地形や作業道の位置を把握	・先行調査に活用中
	樹高等の推定 ・樹高メッシュ図	・樹高の分布状況を把握 ・成立本数や樹種の判別は困難	・先行調査に活用中
ドローン空中写真のデータ解析	成立本数の推定 ・樹頂点抽出	・林分密度が低ければ、精度の高い成立本数の測定が可能 ・林分密度が高いと精度が低い ・将来 AI 画像解析による精度向上に期待	・林分密度が低い主伐の収穫調査に活用中 ・保育・利用間伐候補地への活用を検討中
	樹種の判別 ・AI 画像解析	・現地調査では手間のかかる樹種界の判別が可能 ・将来 AI 画像解析による効率化に期待	・主伐の収穫調査に活用中、ただしドローン空中写真により目視判別



イ 土地所有者の理解促進

(ア) 施業プラン書の作成

利用間伐及び主伐の実施に際し、森林の現況や施業方法、想定される収益及び分収金額などを整理した「施業プラン書」を作成し、契約地の将来像を含めて土地所有者に説明することで、施業に対する土地所有者の理解促進を図る。

(イ) 分収割合の変更交渉の推進

現在、県は土地所有者に対し、経営改善の一環として販売収益に係る分収割合の変更同意（県：土地所有者 6：4→7：3）を依頼しており、販売収益が発生する利用間伐以降の施業については、同意取得した事業地を優先して施業している。

このため、不同意の事業地（令和6年1月末時点で県営林の全契約面積の23%）については、先行調査の早期実施による林況の把握と併せて分収割合変更の交渉を進め、同意取得に取り組む。

また、各事業地の林齢や規模等の状況を勘案した上で優先順位を付け、効果的・効率的に交渉を進める。

(ウ) 再造林実施の働きかけ

土地所有者に対し、早い段階（利用間伐提案時等）から主伐後の再造林の実施を働きかけ、主伐を実施する際には、低コスト林業の収支モデルを土地所有者に提示して、再造林を促す。

また、再造林支援制度の紹介や、再造林の実施に必要な森林経営計画の作成について支援する。

なお、主伐後の森林管理に土地所有者が消極的な場合、「経営力の高い林業経営体」の活用を提案するなど、新たな森林の管理手法について検討する。

(エ) 不採算・不成績事業地の取扱い

将来的に採算が合わないと見込まれる事業地かつ不成績等により、すでに混交林化が進んでいる事業地については、今後の取り扱いについて土地所有者と協議する。

2 木材生産

(1) 取組内容

利用間伐については、財団を通じた林業事業体への請負により施業を実施することとし、前年度からの働きかけによる事業体の確保や、アクセスなど施業条件の改善に取り組むことにより、安定的な木材生産に努める。

主伐については、一般競争入札による立木販売を通じた木材生産を実施する。

(2) 事業計画量

ア 年度別木材生産計画量

年度別木材生産計画量は、表10の区分ごとの計画面積にヘクタール当たりの材積を乗じて算定した結果、表14のとおりである。

表 14 年度別木材生産計画量

(単位：m³)

区 分		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	計	ha 当たり 材積 ^注
利用間伐 (請負事業)	用 材	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	66,000	60
	ハイマス材	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	16,500	15
小 計		16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	82,500	—
主伐 (立木販売)		31,500	31,500	31,500	31,500	31,500	157,500	350
合 計		48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	240,000	—

注) ha 当たり材積は、第 2 期の実績から最低限見込まれる材積で設定した。

イ 年度別森林作業道開設計画量

年度別森林作業道開設計画量は、「表 10 年度別事業計画量」の利用間伐面積にヘクタール当たりの計画延長 (220m) を乗じて算定した結果、表 15 のとおりである。

表 15 年度別森林作業道開設計画量

(単位：m)

区 分		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	計	ha 当たり 延長
利用 間伐	森林作業道 開設	48,400	48,400	48,400	48,400	48,400	242,000	220

(3) 具体的な対策

ア 事業体の確保

(ア) 既存事業体への働きかけ

林業事業体が施業を請け負いやすいよう、先行調査の効果的・効率的な実施等により前年度中に発注計画を提示するなど、事業体への早期の働きかけに努める。

また、利用間伐の施業条件や生産性に係るデータの蓄積と分析を進め、効率的な施業が可能な事業地を安定的に確保し、事業体への発注につなげる。

(イ) 新規事業体の参入推進

県関係課の林業事業体の育成・確保の取組と連携を密にし、新規事業体の確保に取り組むとともに、事業体の状況に応じて事業規模や施業内容などを工夫し、請け負いやすい発注に努める。

また、生産性が高い事業体の手法を他事業体に普及するなど、生産性向上の指導に取り組むとともに、関係機関と連携し、事業体の就業者に向けた技術向上研修への参加を促す。

(ウ) 労働災害の防止対策

林業事業体が必要な体制や工期を確保し計画的に取り組めるよう、事業地の早期確保と発注に努めるなど、労働災害の防止に取り組む。

また、森林管理署や林業・木材製造業労働災害防止協会、広島県林業労働力確保支援センター等の関係機関と連携し、労働災害の防止に向けた安全対策の徹底を図る。

イ 施業条件の改善

(ア) アクセス条件の改善

利用間伐における施業条件の改善に向け、フォワーダ（林内作業車）による運搬距離の縮減や、積載量の大きいトラックの進入を可能にするなど、搬出条件の改善に資する林業専用道等のアクセス道の整備を推進する。〔図6-1〕

また、先行調査の実施等により、県営林へのアクセス道の状況や周囲の人工林の現況を早期に把握・分析し、隣接する国有林や民有林と連携してアクセス道を確保するなど、事業地に応じた具体的な対策を検討・実施する。〔図6-2〕

なお、豪雨災害により損壊した、既設のアクセス道等については、必要な補修工事を適宜行いながら施業を実施する。

図6-1 林業専用道等の整備によるアクセス条件の改善イメージ

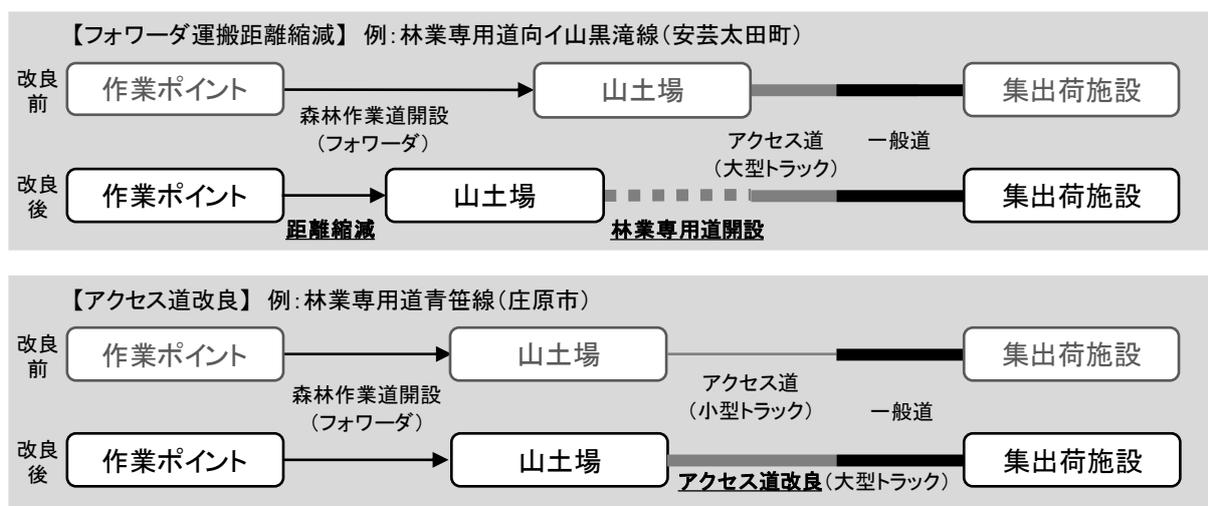
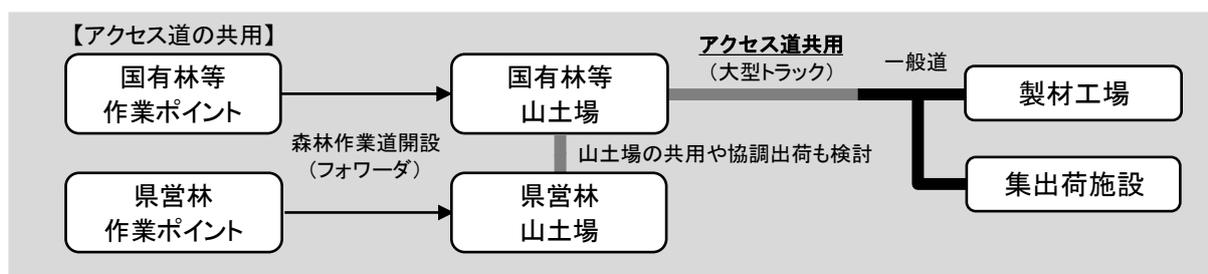


図6-2 国有林等との連携によるアクセス条件の改善イメージ



(イ) 急峻な地形条件等への対応

急峻な地形等により、車両系作業システムでの間伐が困難な事業地においては、採算性を踏まえた上で、架線系作業システムによる主伐等の可能性を検討する。

(参考) 地形条件に合わせた作業システムの区分

区 分		伐倒	集材	造材	運搬	備考
車両系作業システム	緩傾斜地 (0~15°)	チェーンソー ・ ハーベスタ	グラブプル ・ ウインチ	ハーベスタ ・ プロセッサ	フォワーダ	利用間伐・主伐
	中傾斜地 (15~30°)					
架線系作業システム	急傾斜地 (30~35°)	チェーンソー	集材機 ・ タワーヤード	ハーベスタ ・ プロセッサ	—	主に主伐
	急峻地 (35° ~)					

(ウ) 適切な森林作業道の整備

森林作業道の整備においては、法面や路肩の崩壊、路面の浸食及び土砂・濁水の流出を防ぐため、地形や地質等を考慮した線形や排水処理を計画するなど、適切な道づくりに努める。

3 木材販売

(1) 取組内容

素材販売（利用間伐）については、財団を通じて、集出荷施設に木材を集中的に出荷・販売する取組を実施し、流通コストを削減するとともに取引価格の安定化を図る。

小径木など規格外の木材については、需要の高いバイオマス材（燃料用チップ材）として積極的に販売することで、収益の確保と、林内整理による将来施業の省力化・効率化につなげる。

立木販売（主伐）については、一般競争入札による販売価格の向上を図る。

(2) 事業計画量

年度別木材販売計画量については、表 16 のとおりである。

表 16 年度別木材販売計画量

(単位: m³)

区 分		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	計	ha 当たり 材積 ^注
素材販売	用 材	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	66,000	60
	バイオマス材	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	16,500	15
小 計		16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	82,500	—
立木販売		31,500	31,500	31,500	31,500	31,500	157,500	350
合 計		48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	240,000	—

注) ha 当たり材積は、過去の実績から最低限見込まれる材積で設定した。

(3) 具体的な対策

ア 木材集出荷施設との連携

(ア) 連携体制の強化

木材の買取単価・数量の安定化に向け、各集出荷施設からの情報収集を密にするなど連携体制を強化する。

(イ) 需要に合わせた木材の供給

土台や合板用など市場で安定した需要のある4m材主体の有利販売に取り組むとともに、その他需要のある採材規格を適時把握し、木材生産の現場へ伝えることで、需要に合わせた木材供給を行う。

(ウ) 木材流通コストの削減

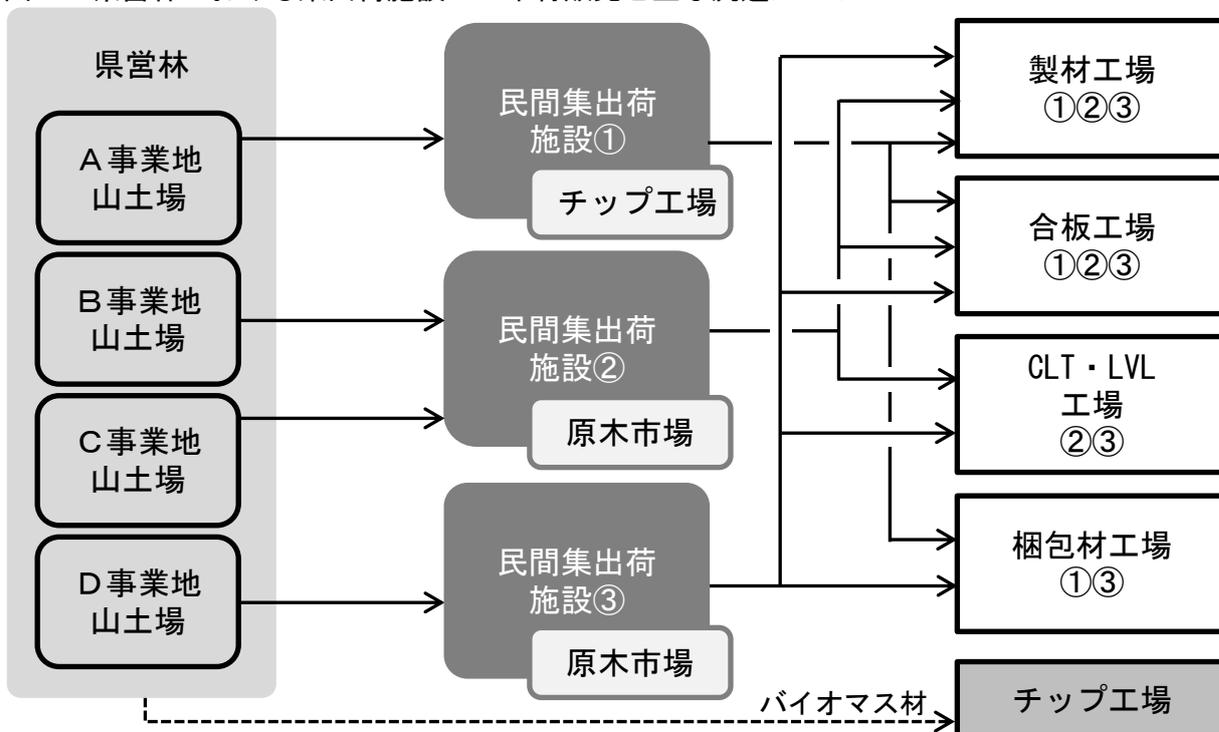
集出荷施設に対し、まとまりのある事業地の実施計画を提示することで、近隣土場の開設を促すなど、木材の流通コストの削減に努める。

イ 国有林との協調出荷

国有林で実施している協調出荷について、条件に合う事業地の有無、有利販売の可能性等を検討する。

※協調出荷：国有林と民有林所有者等が協定を締結し、連携して木材を販売する取組。

図7 県営林における集出荷施設への木材販売と主な流通ルート



V 収支計画に関する事項

1 年度別収支計画

年度別収支計画（資金収支計算書）は表 17 のとおりである。

木材生産事業と保育事業を併せた経常利益（⑫）は、各年度 14 百万円を確保する。

なお、公庫償還金等（⑬）は年々減少するため、一般会計からの繰入金（⑭）も減少する。

表 17 年度別収支計画

（単位：百万円）

区 分		R 6	R 7	R 8	R 9	R10	計
木材 生産	①売上高	321	321	321	321	321	1,605
	②生産原価	238	238	238	238	238	1,190
	③販売管理費	146	146	146	146	146	730
	④営業利益 (①－②－③)	▲ 63	▲ 63	▲ 63	▲ 63	▲ 63	▲ 315
	⑤営業外収益	248	248	248	248	248	1,240
	⑥営業外費用	113	113	113	113	113	565
	⑦経常利益 (④＋⑤－⑥)	72	72	72	72	72	360
保 育	⑧販売管理費	72	72	72	72	72	360
	⑨営業外収益	19	19	19	19	19	95
	⑩営業外費用	5	5	5	5	5	25
	⑪経常利益 (⑨－⑧－⑩)	▲ 58	▲ 58	▲ 58	▲ 58	▲ 58	▲ 290
⑫経常利益 (⑦＋⑪)		14	14	14	14	14	70
⑬公庫償還金等 ^注		123	117	112	99	86	537
⑭一般会計からの繰 入金（⑬－⑫）		109	103	98	85	72	467

注) 既存県営林における過去の借入金（S48～H10）に対する償還金等

※ 単位未満を四捨五入しているため、計算値が一致しない場合がある。

※ 表の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

2 収支計画の算定根拠

収支計画の木材売上に係る算定根拠は表 18 のとおりである。

表 18 収支計画（木材売上）の算定根拠

（単位：円／m³）

区 分		木材単価 (税抜価格)	備 考
請負事業 (素材価格)	間伐	用 材	12,000 木材価格が高騰した R3 を除く R1～R4 実績の平均値(12,350 円)を参考に設定
		バイオマス材	5,000 固定価格買取制度のため第 2 期と変更なし
立木販売 (立木価格)	主 伐	3,700	第 2 期において、最低限見込まれる単価を想定し設定 (R3 実績を採用)

3 勘定科目の内容

勘定科目の内容は表 19 のとおりである。

表 19 勘定科目の内容

区分	科 目	内 容
木材 生産 部門	売上高	主伐及び利用間伐による販売収入（立木・素材）
	生産原価	伐採・搬出及び作業道開設経費
	販売管理費	木材の運搬・販売及び現地調査等の経費
	営業外収益	国庫補助金等
	営業外費用	分収金、森林保険料
保育 部門	販売管理費	保育、作業道補修、現地調査及び県営林の管理に要する経費等
	営業外収益	国庫補助金、立木補償金、土地使用料及び J ークレジット販売収入
	営業外費用	J ークレジット取得経費、立木補償に係る分収金等

【参考資料】 ※面積については、端数調整により合計が一致しない場合がある。

1 県営林の市町別事業地数、面積

県営林の市町別事業地数、面積（契約面積・植栽面積）は表 20 のとおりである。

表 20 県営林の市町別事業地数、面積（令和 4 年度末現在）

市 町	事業地数	契約面積 (ha)	植栽面積 (ha)
広島市	37	1,416	1,145
呉市	1	22	14
竹原市	2	111	82
三原市	1	9	8
尾道市	6	157	150
福山市	3	17	11
府中市	9	239	200
三次市	86	3,177	2,656
庄原市	164	7,750	6,583
東広島市	6	202	197
廿日市市	40	1,401	1,252
安芸高田市	35	1,417	1,161
安芸太田町	49	2,126	1,824
北広島町	72	3,311	2,607
世羅町	8	170	150
神石高原町	19	444	400
計	538	21,968	18,440

2 県営林の樹種別の面積

県営林の樹種別の面積（植栽面積）表 21 のとおりである。

表 21 県営林の樹種別の面積（令和 4 年度末現在）

区 分	樹 種	既存県営林	旧センター林	計
植栽面積 (ha)	スギ	802	1,247	2,049
	ヒノキ	3,244	12,420	15,665
	その他 ^注	511	216	726
	計	4,557	13,883	18,440

注) 「その他」の樹種は、アカマツ、カラマツ等である。

3 県営林のスギ・ヒノキの齢級別面積

県営林のスギ・ヒノキの齢級別面積（植栽面積）は表 22 のとおりである。

表 22 県営林のスギ・ヒノキの齢級別面積（令和 4 年度末現在）（単位：ha）

区 分	4	5	6	7	8	9	10	11	12
スギ			16	40	129	150	361	387	477
ヒノキ		134	747	1,808	2,145	2,578	2,776	3,070	1,284
計		134	763	1,848	2,274	2,728	3,136	3,457	1,760

区 分	13	14	15	16	17	18	19	20 以上	計
スギ	293	89	38	3	54	10		1	2,049
ヒノキ	451	158	32	17	176	178	84	26	15,665
計	745	247	70	21	230	188	84	27	17,714